

学校保健安全法における生徒の出席停止について

感染症の流行を予防することは、教育の場・集団生活の場として望ましい学校環境を維持するとともに、生徒が健康な状態で教育を受けるためにも重要である。

学校で予防すべき感染症及び出席停止の基準

この感染症にかかったら、出席停止になります

この表にある感染症にかかったら、学校に必ず連絡をしてください。

	対象の感染症	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
	クリミア・コンゴ出血熱	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	痘そう	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)	
	鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであって、その血清型がH5N1であるものに限る)	
中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 MARS コロナウイルスであるものに限る)		
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ〔H5N1〕及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
	ひやくにちせき 百日咳	特有のせきが消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
		結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く第二種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、上記の期間の限りではない。
第三種	コレラ	第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

※第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住するものまたはこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※第一種または第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたととき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

※第一種または第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたととき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

その他の感染症	感染性胃腸炎、サルモネラ感染症・カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症・肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（リンゴ病）、急性細気管支炎（RS ウィルス感染症など）、EB ウィルス感染症、単純ヘルペス感染症、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A 型肝炎、B 型肝炎 次の疾病は出席停止の必要はない とびひ、水いぼ、アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症（カンジタ感染症、白癬感染症、特にトンスランス感染症）	「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもので、必ず出席停止を行うべきというものではない。
---------	---	---

「その他の感染症」として、出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮して判断する必要があります。

その際、設置者（高知市教育委員会）に報告しなければなりませんので、養護教諭にもお知らせください。報告内容は、病名、停止日、学年(氏名)です。



→ → → 感染経路について → → →

主な感染経路には、①空気感染、②飛沫感染、③接触感染、④経口感染がある。

① 空気感染

感染している人が、咳やくしゃみ、会話をした際に口や鼻から飛散した病原体が、空气中に浮遊し、感染性を保ったまま空気の流れによって拡散し、同じ空間にいる人がそれを吸い込んで感染する。空気感染する「はしか」や「水ぼうそう」などについては、予防接種を受けていない場合は感染する可能性が高く、感染予防としてワクチンに勝るものはない。

② 飛沫感染

感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口や鼻から病原体が多く含まれた小さな水滴が放出され、それを近くにいた人が吸い込むことで感染する。飛沫は1m前後で落下するので、1～2m以上離れていれば感染の可能性は少なくなる。患者がマスクをつけると、飛沫飛散の防止効果は高い。



③ 接触感染

感染している人や物に触れることで感染する。通常、体の表面に病原体が付着しただけでは感染は成立せず、体内に侵入する必要がある。ほとんどの場合、病原体の体内への進入窓口は、鼻や口あるいは眼であるので、病原体の付着した手で口、鼻、眼を触ることによって、病原体が体内に侵入して感染が成立する。

④ 経口感染

汚染された食物や手を介して、口に入った物などから感染する。例えば、ノロウィルスや腸管出血性大腸菌感染症など、便中に排出される病原体が便器やトイレのドアノブを触った手を通して感染する。